

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

## 第2編 知的財産権侵害行為に対する法的救済

### 第1章 はじめに

#### 1-1. 模倣被害実態

タイ国は模倣品の製造者及び販売者として知名度が高く、タイ国への模倣輸入物の多くは、例えば中国やマレーシアなどの外国から輸入されたり、もしくはタイ国境で密輸され持ち込まれたりしている。模倣の形態は様々であるが、その多くは著名な他者の登録商標を、登録権者からの許可を得ずに模倣（デッドコピー）し自社商品に使用したり、あるいはその登録商標の類似商標を自社商品に使用したりしている。巧妙な手口としては、輸入時にはその他者の登録商標は貼付せず、タイに輸入後に、他の場所で部品を組み立てた後に、完成品に他者の登録商標を貼付したりしているケースもある。

模倣品は、例えば洋服、時計、ハンドバッグ、サングラス、香水、工業製品などである。

模倣品の出回っている場所は、外国人観光客の多い、パッポン通り、スクンビット通り、パタヤ、プーケット地域に多い。

#### 1-2. 市場で見かける模倣品の例

模倣品の態様	侵害の種類
自社で登録済みの <b>特許製品 A</b> を模倣した <b>製品 B</b> が市場で販売されていた場合：	製品に関する特許権侵害の対象となる
自社で登録済みの方法 <b>特許 A</b> を無断で使用している <b>製品 B</b> が市場で販売されていた場合：	製法に関する特許権侵害の対象となる
自社で意匠登録済みの <b>商品 A</b> のデザイン(外観)を模倣した <b>商品 B</b> が市場で販売されていた場合：	意匠権侵害の対象となる
自社登録 <b>商標 A</b> と同一又はきわめて類似した <b>商標 B</b> をつけた商品が市場で販売されていた場合：	商標権侵害の対象となる
自社の <b>著作物 A</b> である CD の <b>コピー商品 B</b> が市場で販売されていた場合：	著作権侵害の対象となる
登録されていないが権利出願中の製品が製品 B として模倣され販売されていた場合：	知的所有権関連法の侵害となりうる。
登録も出願もされていない自社製品 A が他社製品 B に模倣されていた場合：	知的財産関連法ではカバーできないが、民法・商法上の侵害となりうる。

#### 1-3. 模倣行為の救済に関する政府機関名及びその業務内容

模倣行為に対する救済に関わる政府機関（行政機関・裁判所）は以下の通りである。

（各機関の連絡先、対応内容は後述）

No.	政府機関名
1	タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce, 略称は DIP)
2	タイ税関(Customs Department)
3	経済警察 (Economic and Cyber Crime Division、略称は ECD)
4	特別捜査機関 (Department of Special Investigation, 略称は DSI)
5	知的財産及び国際取引裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court, 略称は CIPITC)

以下、上記の5つの機関の詳細について詳述する。

## 1. タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, 略称DIP)

DIP住所：

The Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce of Thailand  
44/100 Nonthaburi 1 Rd., Bang Krasor, Muang District, Nonthaburi 11000 Thailand  
Tel: +66-2-547-4621 – 25 Fax: +66-2-547-4691 Hotline(タイ国内から): 1368  
URL: [www.ipthailand.org](http://www.ipthailand.org)

組織概要：

タイ知的財産局は1992年に設立され、知的財産の促進、啓蒙、及び保護を目的としている。管轄は商務省。

業務概要：

特許法（発明特許、発明小特許、意匠を含む）、商標法、著作権法及びその他の関連法律の行使。知的財産の保護のためのシステム開発。知的財産に関する他国組織との連携及び協力関係の構築。

モットー：

特許法、商標法、著作権法及びその他の関連法律に基づいた知的財産権の保護。／知的財産権の保護促進、タイの知恵及び知識を使用して知的財産を創造促進し、知的財産を使用した製品価値を高める。／知的財産に関する法律の改定及び現実の状況に合わせる。／タイ国内外にあるタイの知的財産権の保護メカニズム構築。／知的財産関連の係争手続きの効率化促進。

組織図に関しては、P. 5を参照

## 2. タイ税関(Customs Department)

タイ税関の住所：

タイ税関局、検査及び取り締まり部門 (Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)

Soonthongosa Rd., Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand

Tel. + 66-2-667-7676, + 66-2-667-7777

Fax. + 66-2-249-0445

URL: [www.iprcustoms.com](http://www.iprcustoms.com) E-mail: [webmaster@iprcustoms.com](mailto:webmaster@iprcustoms.com)

or online call center at: <http://www.iprcustoms.com>

組織概要：

タイ税関は、財務省の管轄にある政府組織である。税関は以下の3つのグループに業務が分けられている。

グループ1：税関の一般的なサポートとサービスに関する業務

グループ2：国際業務、企画、実務評価、通関業務の規格、情報技術開発、そして関税分類と政策に関する業務

グループ3：通関業務、関税の徴収、輸入及び輸出検査、輸出の促進、そしてバンコクと地方の両方に於ける通関上の取り締まりに関する以下の業務

- ① 検査及び取り締まり部門
- ② 通関業務部門
- ③ 税関特権部門
- ④ バンコク港税関局
- ⑤ バンコク税関局
- ⑥ バンコク国際空港税関局
- ⑦ レムチャバン港税関局、そして
- ⑧ - (11) 地方税関局 1-4 まで(※)

※地方税関支局 1- 4:

タイは4つの地域に分かれており、それぞれ地方税関支局によって管轄されている。それぞれの地域に1人の局長がおり、地方業務は以下のように区分される。

地方税関支局 I	バンコク、タイ中央部で12の税関事務所で構成される。
地方税関支局 II	ノンカーイ、タイ北東部で9の税関事務所で構成される。
地方税関支局 III	チェンマイ、タイ北部で9つの税関事務所で構成される。
地方税関支局 IV	ソンクラ、タイ南部で16の税関事務所で構成される。

税関による輸入関税・輸出関税の回収：

税関局によって回収される重要政府収源は、税関法に基づく関税、物品税、そして税務課への付加価値税である。

税関局によって徴収される手数料：

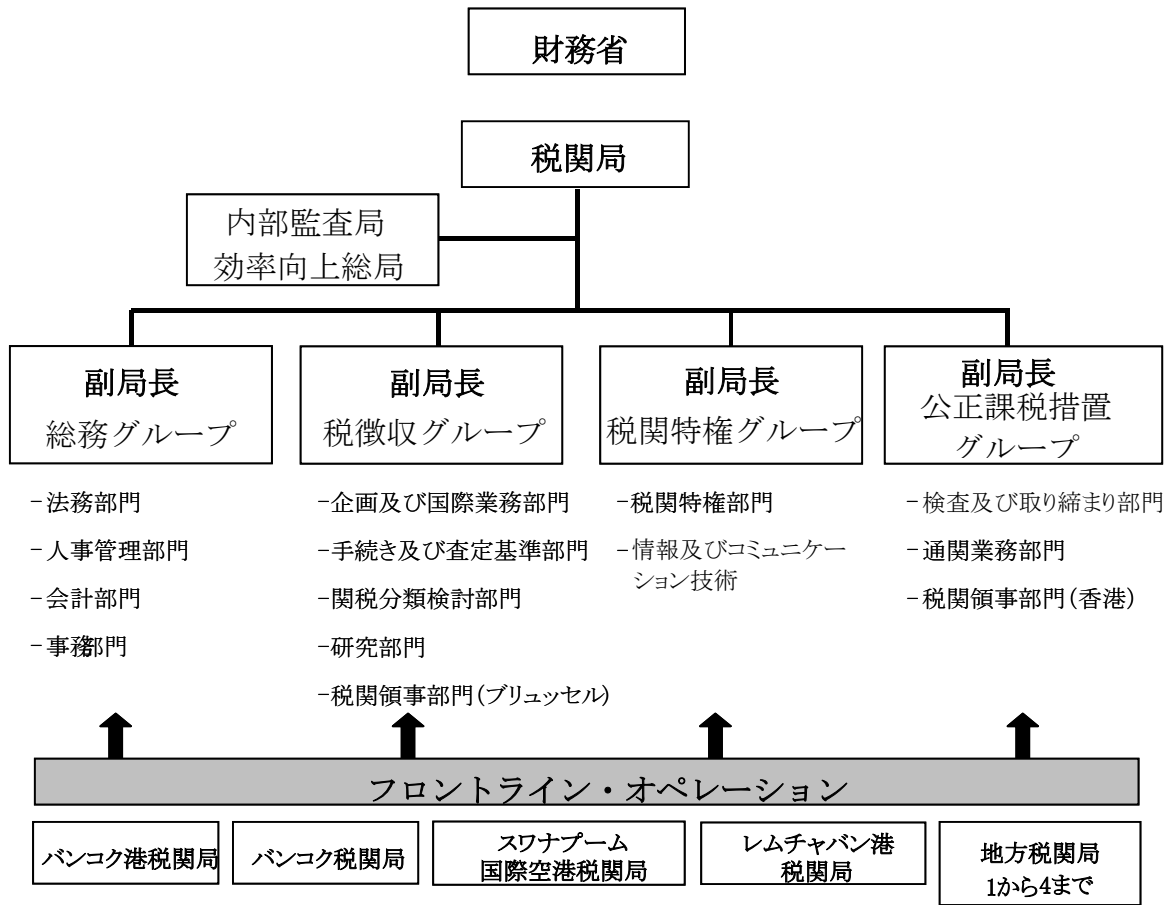
投資促進事業に対する追加税、参加費用、延長料、税関印料、RTCストラップ費用、賃貸料のような税関法に基づく手数料、タイ航法に基づく灯台費用のようなその他法令下の費用である。

中央税関の「検査及び取り締まり部門」の業務：

検査及び取り締まり部門では、税関法及び関連法や省令に反している犯罪の検査、監視及び鎮圧の任務を負っており、IPRの違反の鎮圧もその任務に含まれている。もしDIP（知的財産局）から知的財産権の保護申請書を受領後、本部署は他の税関局や地方税関局と情報を提供し協力体制を取る。

地方税関及び国境沿い地方税関の業務等：後の章に記載。

タイ税関組織図



### 3. タイ経済警察 (Economic and Cyber Crime Division, ECD)

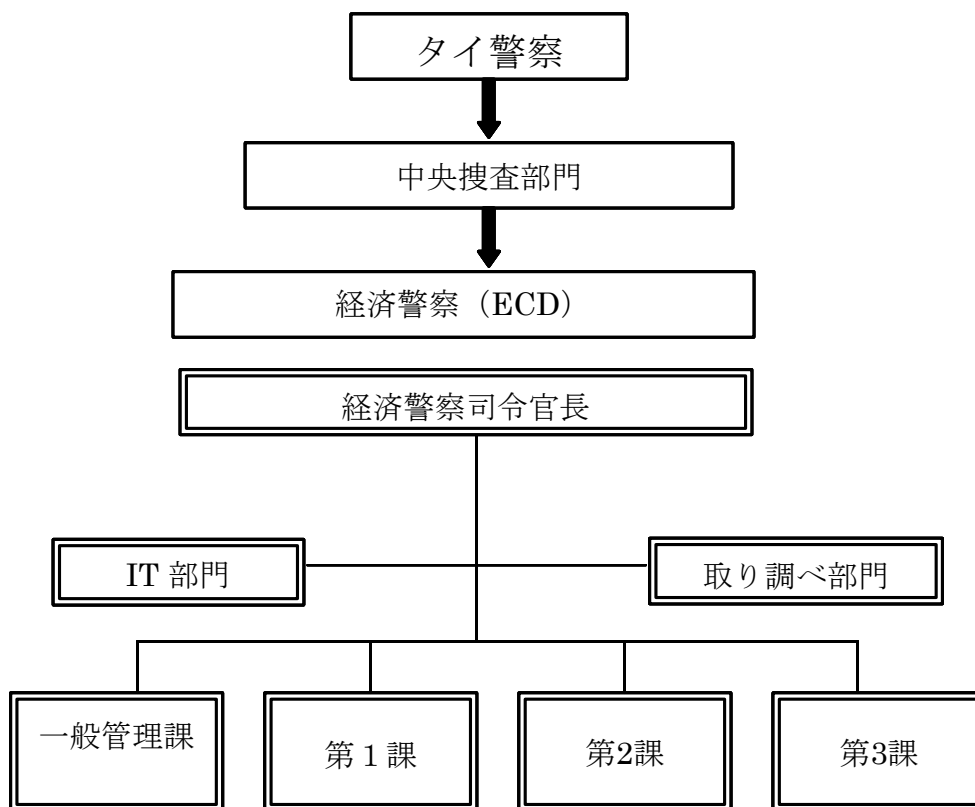
ECDの住所 : North Sathorn, Bangrak Bangkok

Tel: +66-2-237-1199 Fax: +66-2-234-6806

組織の概要:

1987年に警察庁はIPを含む経済犯罪に対応するために特別組織を設置し、その後1991年にECID (The Economic Crime Investigation Division) と名づけられた。この部署は警察の中央捜査局下にある。2005年6月30日以降、ECIDの任務はECD(Economic and Cyber Crime Division)に取って代わった。

ECDの組織図:



#### 4. 特別捜査機関 (Department of Special Investigation, DSI)

DSI の住所 :

499 Sukprapreut Building, Prachachuen Road, Bangsue District, Bangkok 10800

Tel: +66-2-831-9888 ext. 1802 Fax: +66-2-831-9888 ext. 1800

<http://www.dsi.go.th>

組織概要 :

DSI は各省庁・部署・部局の再編成に関する法律 (2002 年) のもとに、2002 年 10 月 3 日付で、法務省下に設立された。DSI は特別技能を持つ専門家らが集まった特別な捜査機関であり、一般人の公益や道徳に弊害をもたらしたり、または国家の安全、国際関係及び財政的経済的システムの安全に関わる刑事的犯罪、国際間にまたがる犯罪、組織化された犯罪、さらに財政、銀行、知的財産、消費者保護、環境保護及び E-Commerce に関する法律に基づく犯罪を扱っている。DSI は、影響力のある人及び組織化された犯罪を含む経済犯罪についても扱っている。

知的財産に関わる部署について : 知的財産案件を扱う部署は、「知的財産権関連犯罪課」と呼ばれており、50 万タイバツ以上の模倣品被害のある以下の知的財産権侵害の刑事犯罪を扱う。

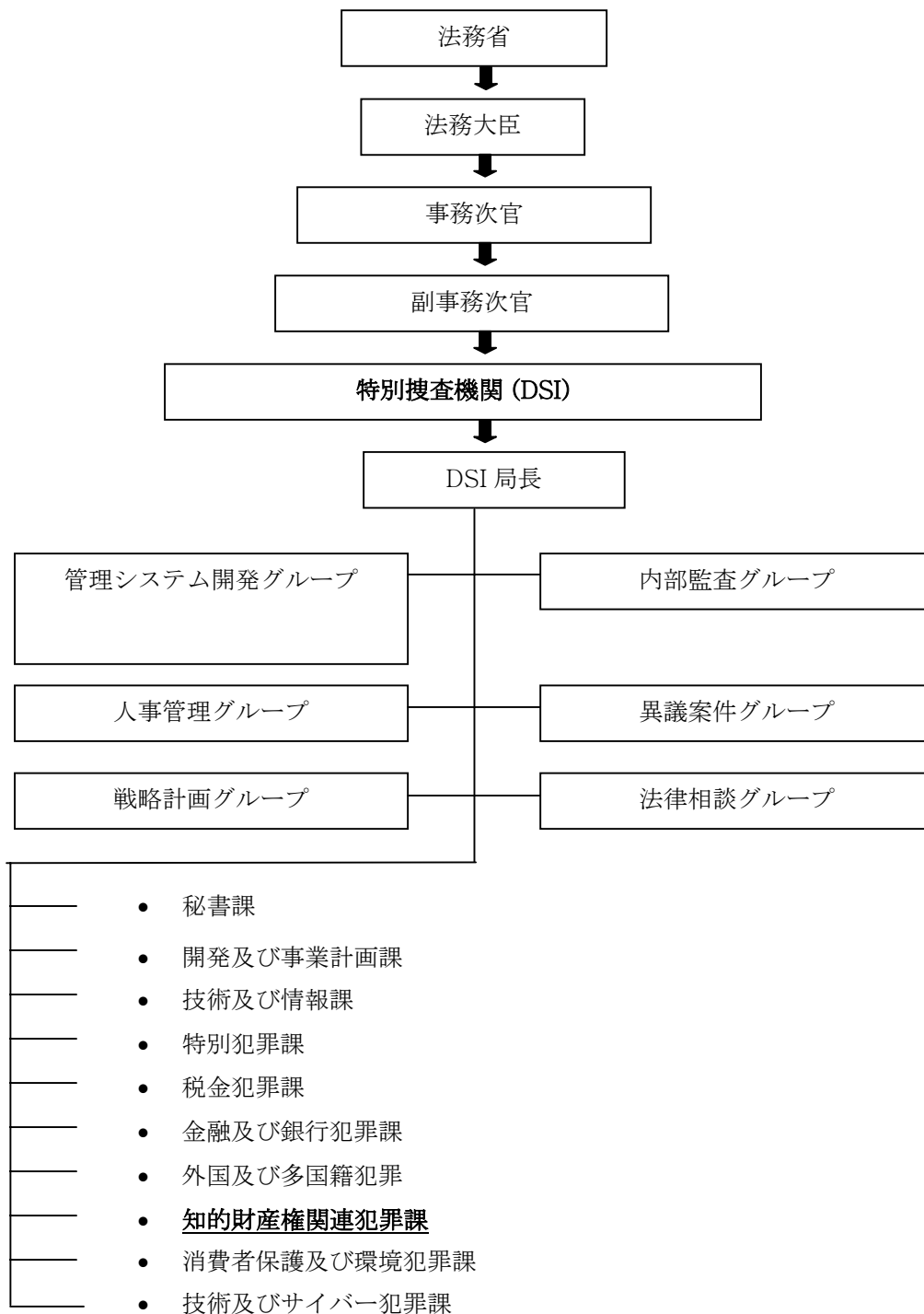
(「50 万タイバツ以上」とは、その模倣品の市場価格を指す。正規品の価格ではない。)

- ・ 集積回路の回路図保護法に関する犯罪で、第 48, 49, 52 条に該当する案件
- ・ 商標法に関する犯罪で、第 108, 109, 110, 114 条に該当する案件
- ・ 著作権法に関する犯罪で、第 69, 70, 74 条に該当する案件
- ・ 特許法に関する犯罪で、第 85, 86, 88 条に該当する案件

「知的財産犯罪部署」の目的及び業務内容については、以下の通りである。

- ・ 知的財産犯罪の犯罪者の防御、逮捕及び取り締まり
- ・ 知的財産犯罪者を取り調べ、係争手続きを進める
- ・ 知的財産犯罪の分析及び解決
- ・ 他の犯罪における知的財産犯罪者の防御、逮捕及び取り締まり
- ・ 知的財産犯罪の防御及び取り締まりのため、分析、調査、計画及び調整
- ・ 証拠を保持し、製品を差し押さえる
- ・ 他の関係団体の業務への協力もしくはサポート

DSI の組織図：





## 5. タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)

### CIPITC の住所 :

34 Si Ayutthaya Road. Ratchathewi Bangkok 10400 Thailand  
Tel : +66-2-354-5150-7 Fax+66-2-354-5104  
e-mail : ipcourt@mozart.inet.co.th  
URL: www.cipitc.or.th

### 組織概要 :

知的財産及び国際取引中央裁判所（以下、CIPITC と呼ぶ）は、1997年12月1日にバンコクに設置された。(根拠法は、知的財産および国際取引裁判所設置法1996年)CIPITC は、第一審裁判所であり、知的財産及び国際間貿易に関する民事及び刑事事件を扱っている。本裁判所設立の背景としては、知的財産及び国際間貿易が、通常の刑事及び民事事件とは異なった案件であるためであり、知的財産及び国際貿易についての有識者である裁判官らにより裁判が行われる。その他にも、公平な専門家上で上記に関する有識者らも、裁判の際に招聘され、より迅速で効率的な手続きが進められている。

タイ国の裁判所では、第一審、控訴審、そして最高裁の3段階のレベルで裁判が行われる。

CIPITC は、知的財産の保護及び知的財産システムの管理を解決するために設立された。如何なる裁判所の判決であれ、その事実関係及び法律について不服とし控訴を申し立てる場合、最終的には最高裁判所にて判決が下される。最高裁判所には、知的財産及び国際間貿易部署と呼ばれる特別な部署があり、最高裁判所の知的財産及び国際間貿易部署の裁判官らは、知的財産及び国際貿易についての有識者である裁判官から選別された裁判官である。

### CIPITC の管轄区域 :

知的財産及び国際取引中央裁判所は、バンコク県、サムットプラカーン県、サムット・サーコーン県、ナコンパトム県、ノンタブリー県、及びパトムタニ県を管轄する。現在のところ、知的所有権及び国際取引裁判所が地方に設置されるまでの間は、知的財産及び国際取引中央裁判所の管轄地区外で生じた知的財産及び国際取引関連事件について法務省の裁判所が管轄し、裁判所のサービスをより迅速かつ適格、公平に行うことを目的とする。

### CIPITC の管轄内容 :

(1996年知的財産及び国際取引裁判所設置法第7条による。以下、裁判所設置法と記す)

- ① 商標、著作権及び特許に関する刑事事件
- ② 刑法第271条～第275条に基づく違反に関する刑事事件
- ③ 商標、著作権及び特許に関する民事事件、及び技術伝達契約あるいはライセンス契約の争いから生じた事件
- ④ 刑法第271条～第275条に基づく違反に関連する民事事件
- ⑤ 商品あるいは金融における国際間の販売及び交易、国際間のサービス、国際間の輸送、保険、あるいはその他の法律関連行為に関する民事事件
- ⑥ (5)に関する業務における信用取引に関わる民事事件。資金の国内外への送金、信用受取、前述の業務に関する保証。
- ⑦ 船舶の差し押さえに関する民事事件
- ⑧ 外国からの商品あるいはサービスのダンピング又は買収に関する民事事件
- ⑨ 集積回路の配置、商品名、地理学上の名称、商業上の秘密及び植物品種の保護をめぐる争いに関する民事事件あるいは刑事事件
- ⑩ 知的財産及び国際取引裁判所の権限下に定められている民事事件あるいは刑事事件
- ⑪ (3)～(10)に基づく論争を解決するための仲裁に関する民事事件。

(以下省略)

CIPITC の組織図：

